ID:　218

担当部署:　こども福祉部 福祉室 地域福祉課

処分の概要	附属設備等使用料の徴収
例規名 根拠条項	芦屋市福祉センターの管理に関する条例　第10条第1項
例規番号	平成22年条例第21号

【根拠条文】

（附属設備等使用料）

第10条　別表第2に掲げる附属設備等の使用者は、同表に定める附属設備等使用料を前納しなければならない。

2　前条ただし書の規定は、附属設備等使用料について準用する。

別表第2(第10条関係)

附属設備等使用料金表

種別	品名	単位	使用料金(円)	備考
映写	プロジェクター	1式	1,010	
音響	多目的ホール音響設備	1式	2,030	マイク、デッキ等を含む。
	会議室1音響設備	1式	1,520	マイクを含む。
	ワイヤレス拡声器	1式	1,010	マイクを含む。

備考　次の各号に掲げる使用をするときは、当該各号の使用に応じ、この表の附属設備等使用料金に10割を乗じて得た額を当該附属設備等使用料金に加算する。

(1)　市外の居住者及び市外の団体等が使用するとき。

(2)　営利を目的に使用するとき。

【基準】

根拠条文に同じ。

備考

設定年月日	平成28年4月1日	**最終変更年月日**	令和5年4月1日